

会報

2010.1

初春

新春を迎える
平素のご厚情を深謝し
皆様のご健康とご多幸を
お祈り申し上げます



平成20年度職場体験学習（インターンシップ）参加校
宮崎工業高等学校・延岡工業高等学校
日向工業高等学校・都城工業高等学校

平成20年度職場体験学習（インターンシップ）受入企業
宮崎工業：神崎建設工業、志多組、松原工務店・野田建設J.V.、
マスジュウ・松本・平田・吉田建設J.V.、三舟建設、
山春工務店、坂下組、丸宮建設、吉原建設・増田工務店
延岡工業：株式会社伊東建設、上田工業株式会社、大瀬建設産業株式会社、
木村産業株式会社、株式会社富高工務店、日新興業株式会社、
八作建設株式会社、湯川建設株式会社、甲勝建設株式会社
日向工業：共栄建設株式会社、株式会社協栄、株式会社遠藤建設、
緑川建設株式会社、杉本・共栄J.V.、杉本建設株式会社、
坂本建設株式会社、株式会社増田工務店
都城工業：吉原建設株式会社、持永・清永・須賀J.V.、株式会社桜木組、
丸宮・國高・島本J.V.、はやま建設株式会社、
都城地区ブレカット事業協同組合、有限会社大協設計企画、
株式会社益田設計事務所、都城市役所、大淀開発株式会社、
東洋・吉住建設J.V.、亀元建設株式会社

（表紙写真掲載された学校とその受入先企業のみ）



(社)宮崎県建設業協会

宮崎市橋通東2丁目9番19号
TEL (0985) 22-7171
FAX (0985) 23-6798

HP:<http://www.miyazaki-kenkyo.or.jp>
E-mail:info@miyazaki-kenkyo.or.jp

No.423

目 次

◇年頭のご挨拶

社団法人 宮崎県建設業協会 会長	永 野 征四郎	1
宮崎県知事	東国原 英 夫	2
宮崎県議会 議長	中 村 幸 一	3
宮崎県国土整備部 部長	山 田 康 夫	4
社団法人 全国建設業協会 会長	淺 沼 健 一	5

◇平成22年1月行事予定 6

◇平成22年2月上旬行事予定 7

◇県協会HP・会員専用サイト登載項目案内(12月分) 7

◇県協会 会員の動き 7

◇宮崎県建設業協会

1. 平成22年度宮崎県産業開発青年隊隊員の2次募集について	8
2. 下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について	9
3. 宮崎県中小企業融資制度のご案内～中小企業の資金繰りを応援します～	19
4. (株)建設総合サービスによる下請資金繰り支援事業のお知らせ	20

◇雇用改善コーナー

1. 建設事業主雇用改善推進助成金のご案内	22
2. 建設教育訓練助成金のご案内	24

◇協同組合

1. 事業のご案内	26
-----------	----

◇技士会

1. 平成22年度1級(学科)・2級 土木施工管理技術検定試験受験準備講習会のご案内	27
2. C P D S(継続学習制度)について!!	28
3. 『監理技術者の講習会』について!!	29

◇建退共

1. 建退共事務担当者研修会の終了について	30
2. 建退共宮崎県支部取扱状況(11月分)	31

◇厚生年金基金

1. 事業概況(11月分)	31
---------------	----

◇建災防

1. 計画的な有資格者の育成を!	32
2. 死亡災害が大幅に減少!	33
3. 宮崎労働局からのお知らせ	33

◇火薬協会

1. 煙火使用中の事故発生状況	34
2. 煙火消費基準の遵守	35

◇保証会社

1. 宮崎県内の前払保証・公共工事動向(11月分)	36
2. 中間前払金のご案内	37

新年のごあいさつ



社団法人 宮崎県建設業協会
会長 永野 征四郎

明けましておめでとうございます。

皆様方におかれましては、ご健勝にて清々しい新春をお迎えのこととお喜び申し上げます。

また、日ごろから皆様方の暖かいご指導、ご協力を賜り、当建設業協会の業務運営も円滑に推進することができました。

ここに改めて深くお礼を申し上げます。

さて、昨年を顧みますと、16年ぶりに政権が交代し、一政党単独での政権交代は50数年ぶりという国民にとっても大きな出来事であったのではないでしょうか。

しかし、我々建設業界においては、民主党政権が誕生したことによって、来年度の公共事業関連予算は実質17%の大幅な削減方針が打ち出されており、その一つとして「命の道」である国道220号青島一日南線の道路整備が概算要求で見送られることになりました。本県のようなインフラ整備の遅れた地方にとっては、景気回復の兆しが見えないなか、この政権交代は地域経済の疲弊を一段と加速させる要因となっており、先行きの不透明感が大きく広がっている状況であります。

また、本県の公共工事についても、「財政改革プログラム」に基づき、来年度も対前年度比5

%以上削減することとなっており、公共事業のパイが段階的に縮小される中、少しでも利益の確保を図るため、「最低制限価格の90%以上への引き上げ」を当協会の重点要望事項として、「入札参加範囲の縮小（エリアの見直し）」、「地域企業育成型の予定価格8千万円未満の公共工事への適用」など、今後も引き続き要望していかなければならぬと考えております。

我々建設業は地域に密着した基幹産業であり、機会あるごとに社会貢献活動を行っておりますが、社会から、公共事業や業界に対し、正しい理解が得られていないのが現実であります。

しかしながら、県民の安全・安心な暮らしの確保や老朽化する社会資本の維持・補修等のインフラ整備の担い手である我々業界の果たすべき役割は多岐にわたっており、今後も極めて重要な産業として、地域の信頼、社会の信頼に応えるために、今後も変わらぬスタンスで、これまで以上に地域に根差した活動を推進してまいり所存でございますので、引き続き、皆様方のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

年頭にあたり、皆様方のますますのご多幸とご健勝を祈念いたしまして、新年のごあいさつといたします。

新年を迎えて



宮崎県知事

東国原 英夫

謹んで新年のお慶びを申し上げます。

社団法人宮崎県建設業協会の会員の皆様方に
おかれましては、平成22年の新春を健やかにお
迎えのこととお喜び申し上げます。

さて、私は知事就任に当たり、「新しい宮崎の
創造」を掲げ、宮崎の発展と県民の皆様の幸せ
のために、県政改革、宮崎のPR等に全身全霊
を傾けて参りました。加えて、厳しい財政状況
の中ではありますが、経済・雇用対策をはじめ
中山間地域対策、子育て・医療対策など直面する
課題について重点施策として全力で取り組ん
でいるところです。

また、新しい「太陽と緑の国」を提唱し、豊
かな太陽の恵みや自然環境など本県の資源を活
用した太陽光発電の拠点づくりや農業ビジネス
への参入支援、豊かな森林の再生など環境を守
り、活かすことに軸足を置いた地域づくりも積
極的に進めているところです。

さらに、本格的な少子高齢・人口減少社会の
到来、東アジア経済圏の成長、世界的な課題で
ある低炭素社会への転換、地方分権・地域主権
の進展などを踏まえて、20年後の本県の将来像
を描き、施策の方向性を示す新たな総合計画の
策定にも着手しております。

めまぐるしく変化する社会環境、長期化する
厳しい景気・雇用情勢のもとでありますが、本
県の高い潜在能力を引き出し、最大限活用する
ことを基軸とした自立と成長に向けた将来ビジ
ョンを示すことが、宮崎のさらなる発展に繋がる
ものと思っております。

中でも、皆様方が携わっておられる建設産業
は、社会資本の整備や災害時の緊急対応を通
じて県民の生活を支えるとともに、地域経済と雇
用を支えており、その健全な発展を図ることは

重要な課題であると認識しています。

一方、建設投資の大幅な減少や入札・契約制
度改革による競争性の高まりに加え、長期にわた
る景気の低迷、さらには、国の平成22年度公
共工事予算の大幅な削減が見込まれるなど、建
設産業は、今後も大変厳しい状況が続くと予想
されます。

このようなことから県では、建設産業対策を
重点施策の中に位置づけ、技術と経営に優れた
地域の企業が伸びていける環境づくりを進めて
おりますが、建設産業の実情を踏まえ、引き続
き、きめ細やかな支援に努めて参ります。

また、入札・契約制度につきましても、その
検証を行い、これまで最低制限価格の引き上げ
や地域企業育成型総合評価落札方式の拡充など
に取り組んできたところでありますが、今後も
幅広く意見を伺いながら、より良い制度の構築
を図って参ります。

新しい宮崎づくりはまだまだ途上であります。
県民の皆様一人ひとりが積極的に参画し、主体
的に挑戦していくことが何よりも大切です。また、
こうした取組こそが、激動の時代にあって宮
崎の未来を確かなものとする大きな活力にな
ります。

県におきましても、引き続き、県民の皆様が
心から安心できる、満足できる、納得できる行
政サービスに努めますとともに、誰もが安全・
安心な暮らしを確保できるよう各種施策に取り
組んで参りますので、皆様の一層の御理解と御
協力をお願い申し上げます。

結びに、新しい年が、皆様にとりまして希望
に満ちた明るい年となりますよう心から祈念申
し上げ、年頭のごあいさつといたします。

年頭所感



宮崎県議会

議長 中村幸一

新年あけましておめでとうございます。

社団法人宮崎県建設業協会の皆様におかれましては、清々しい新春をお迎えのことと心からお喜び申し上げます。

また、皆様方には、日頃から、社会资本や生活環境の整備を通じ、地域経済の発展と公共の福祉向上に、多大なる御尽力をいただきており、この場をお借りしまして厚く敬意と感謝の意を表する次第であります。

ご案内のとおり、一昨年の世界的な経済危機から若干持ち直したかに見えた我が国経済は、円高、株安の進行及び雇用情勢の一層の悪化やデフレなど厳しい状況にあり、先行きについても、景気回復の兆しが見えない状況であります。

一方、全国、県内各地において甚大な災害を引き起こしている近年の台風、竜巻、豪雨等を見ますと、従来とは発生パターンが変化するなど、その予測や対応も非常に困難となっております。県議会におきましては、災害に強い県土づくりの実現を目指しておりますが、県民の生命・財産を災害から守る本県の社会基盤の整備

状況を見ますとまだまだ十分な状態ではありません。

現在、正念場を迎えている県内高速道路網の整備や、県民のライフラインを守る社会基盤の整備が進まなければ、都市部との格差はますます拡大する一方であり、本県における建設産業の重要性はいささかも揺るがないところであります。

皆様におかれましては、誠に厳しい状況ではありますが、永野会長を中心に、今後とも本県産業の牽引役として一層の御活躍を賜りますよう念願申し上げる次第であります。

県議会といたしましては、建設産業の振興、ひいては、明日の住みよいふるさとづくりのため、引き続き努力して参る所存でありますので、皆様におかれましても、更なる御支援・御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

年頭に当たり、新年のお慶びを申し上げますとともに、皆様のますますの御健勝・御多幸を祈念申し上げ、新年のごあいさつといたします。

新年を迎えて



宮崎県県土整備部長

山 田 康 夫

新年明けましておめでとうございます。

社団法人宮崎県建設業協会の会員の皆様方に
おかげましては、日ごろより県土整備行政に対
し格別の御理解をいただき、公共事業の執行は
もとより、県勢発展のために多大な御支援・御
協力を賜り厚く御礼申し上げます。

21世紀も節目となる10年目となり、我が国は、
本格的な少子高齢・人口減少社会の到来や地球
温暖化をはじめとする環境問題への対応、地方
分権の進展など、大きな転換期を迎えておりま
す。

このような状況のもと、県におきましては、
治水対策事業などの「安全で安心な暮らしの確
保」をはじめ、高速道路や国道・県道の整備推
進などの「経済・交流を支える基盤づくり」、地
域の特性を生かした景観づくりへの支援などの
「自然と共生した環境にやさしい、快適で人にや
さしい生活空間づくり」となる県土づくりを目指
しているところであります。

一方、建設産業を取り巻く状況は、長期化す
る厳しい経済情勢の中で、建設投資の減少や一
般競争入札の拡大に伴う競争性の高まりなどに
より、厳しい経営環境にあると認識しております。

加えて、平成22年度の国の公共事業予算の大
幅削減が見込まれるなど、建設産業を取り巻く
状況は、一層厳しさを増すことも危惧されてお

ります。

建設産業は、優良な社会資本整備の担い手で
あるとともに、災害時の緊急対応や復旧活動に
大きな役割を果たし、地域の経済と雇用を支え
る重要なパートナーであると考えています。

このため、県では、建設産業対策を重点施策
の中に位置付け、経営相談窓口の設置や新分野
進出等の経営基盤強化に取り組む業者への支援
に取り組むほか、公共事業予算の確保や切れ目
のない発注に努めるとともに、入札制度につき
ましても地域企業育成型をはじめとする総合評
価落札方式の拡充や最低制限価格の概ね85%か
ら90%への引き上げを行ったところでありますが
が、建設産業の実情を踏まえ、引き続ききめ細
やかな支援に努めたいと考えております。

いつの時代にありましても、安全で安心な暮
らしは県民の大きな願いでありますので、今後
とも、社会資本の着実な整備を進めるとともに、
技術と経営に優れ、地域に根ざした建設業者が
伸びていける環境づくりなど、建設産業の健全
な発展を図るための諸施策の推進に取り組んで
まいりますので、皆様方の一層の御指導と御協
力を賜りますよう、お願い申し上げます。

年頭にあたり、本県建設産業のますますの發
展と皆様方の御健勝、御発展を祈念いたしまし
て、新年の御挨拶といたします。

年頭所感



社団法人 全国建設業協会
会長 浅沼健一

あけましておめでとうございます。平成22年の新しい年を迎える、謹んで新春のお慶びを申し上げます。

平素は、本会の事業活動に対しまして、格別のご支援・ご協力を賜り、改めまして厚く御礼を申し上げます。

さて、昨年を顧みますと、最大の出来事は「政権交代」でありました。「コンクリートから人へ」というスローガンの下、誕生した新政権の打ち出す様々な政策により、われわれ建設業界を取り巻く環境は一段と厳しい状況になるのではないかと強く懸念をしております。

我々建設業は、国内総生産・全産業就業者数の1割弱を占める基幹産業であるとともに、国民の安全・安心な暮らしの確保、日本の国際競争力の維持・向上のための魅力ある都市創り、環境保護や老朽化する社会資本の維持・改修等の社会資本整備の担い手であり、また、厳しい自然環境や、自然災害の多発するわが国における、除雪などの社会貢献活動や災害時の応急・復旧活動等、その地域にとって重要な存在だと自負しております。

「政権交代」が起り、変化があるのは当然であると考えますが、急激な変化は大きな混乱を招き、特に地方の経済や建設業界に重大な影響が及ぶのではないかと、危惧されるところでございます。新政権には是非とも、中長期的視点に立った建設産業政策方針、ビジョンを早急

に示していただきたいと思います。そして、真に汗をかき、努力をしている企業が正当に評価される公共調達制度の確立について、前向きに議論ができるのではないかという期待もしておりますと同時に、これらの政策を決定する際には、われわれ現場の意見を幅広く聞いて頂きたいと強く願っております。

一方、建設業界や公共事業が、国民・社会から正しく理解されていない状況にあることも事実です。このため本会といたしましても、引き続き建設業の社会貢献とイメージアップ活動等の推進、法令遵守の徹底と企業の社会的責任への対応の推進、適正な入札契約制度への対応、雇用対策と労働災害防止対策の推進等、様々な問題に対して積極的に取り組むとともに、本会の事業目的である「建設業を経済的、社会的及び技術的に向上させ、建設業の健全なる発展を図り、併せて公共の福祉の増進に寄与すること」という基本方針に則り、国民・社会に建設業が担っている役割を正しく理解してもらうよう活動を行ってまいります。

厳しい状況下ではありますが、建設業界が活力ある、若者が将来を託せる、魅力ある業界となるよう、精一杯努力してまいる所存ですので、皆様方の一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

皆様方のご健康・御活躍を祈念いたしまして、新春のご挨拶といたします。

平成22年1月行事予定表

日	曜	県協会・建産連・ダンプカー協会 土木施工管理技士会	建災防・建退共・厚年基金	協同組合・火薬協会・保証会社
1	金	元旦	元旦	元旦
2	土			
3	日			
4	月	仕事始め	仕事始め	仕事始め
5	火	新春交通安全の集い		
6	水	宮崎県建設業協会新春挨拶回り		
7	木			
8	金		小型車両系建設機械（整地・掘削） 運転特別教育（9日まで清武）	
9	土			
10	日			
11	月	成人の日	成人の日	成人の日
12	火			
13	水	宮崎県建設業協会2級建設業経理士「受験準備講習会」 (15日まで宮崎)		
14	木		車両系建設機械（整地・掘削）運転技能講習（16日まで清武）	
15	金		基金企業年金連合会九州地方協議会役職員講習会（福岡）	
16	土			
17	日			
18	月		基金納入告知書発送	
19	火	1級土木施工管理技士合格発表		
20	水	全国建設産業団体連合会理事会・評議員会（東京）		
21	木	全国建設業協会評議員会（東京）	建災防九州ブロック事務局長会議 (熊本) 基金全国総合厚生年金基金協議会九州地区会員懇談会（鹿児島）	
22	金		不整地運搬車運転技能講習 (24日まで清武)	
23	土			
24	日			
25	月			
26	火	宮崎県ダンプカー協会県（主管局）立入検査		全建協連企画委員会（東京）
27	水	宮崎県建設業協会常務理事会		審議委員会（組合）
28	木			
29	金		基金企業年金連合会九州地方協議会宮崎部会職員研修会（宮崎）	
30	土			
31	日			

平成22年2月上旬行事予定表

日	曜	県協会・建産連・ダンプカー協会 土木施工管理技士会	建災防・建退共・厚年基金	協同組合・火薬協会・保証会社
1	月			
2	火			
3	水			
4	木			
5	金			
6	土			
7	日			
8	月			
9	火			
10	水	監理技術者講習会		

県協会ホームページ・会員専用サイト登載項目案内(12月分)

【ホームページ】

項目		所管	形式
1	道路維持管理業務委託契約書の一部改正について	宮崎県	HTML
2	平成22年度宮崎県産業開発青年隊員の2次募集について	県建設技術センター	PDF
3	21.12.21「農業土木工事共通仕様書」の一部改正(第4回目)について	宮崎県	PDF

【会員専用】

項目		所管	形式
1	道路維持管理業務委託契約書一部改正に係る新旧対照表について	宮崎県	PDF

上記文書をご覧になる場合は、予め会員の皆様方に通知しておりますID及びパスワードが必要となります。

当協会ホームページアドレスにつきましては、会報表紙をご覧ください。

県協会 会員の動き

(12月1日～31日)

【新規会員】

地区(市)名	会社名	代表者名
都城	株 下森建装	下森康玄
西都	株末吉建設	末吉徳広

【代表者、組織、所在地等】

地区(市)名	会社名	変更事項	変更前	変更後
宮崎	株岡崎組	代表者	岡崎修	岡崎勝信
	神野建設(有)	電話番号	0985-51-5188	0985-51-5108

【退会】

地区(市)名	会社名	代表者名
宮崎	(有)大武建設	大坪武彦
	(有)西動建設	日高均
	(株)西豊土木	川添美廣

宮崎県建設業協会

1. 平成22年度宮崎県産業開発青年隊隊員の2次募集について

平成22年度の産業開発青年隊隊員を次のとおり2次募集いたします。

◎受付期間、試験日時及び試験会場等

項目	内容	
募集人員	課程	定員
	基礎教育課程	20名程度(男女)
	専攻教育課程	15名程度(男女)
	計	35名程度(男女)
受付期間	願書受付	平成21年12月14日(月)から 平成22年1月29日(金)まで必着(郵送の場合も同じ)
試験概要	試験日	平成22年2月8日(月)
	試験種目	作文、個人面接
	試験時間等	受付 10:00~10:50 説明 10:50~11:00 作文 11:00~12:00 個人面接 13:00~(1人10分程度)
	試験会場 (2会場)	宮崎会場…宮崎県建設技術センター 延岡会場…延岡総合庁舎
	発表日時	平成22年2月15日(月)
	発表方法	合格者の受験番号を建設技術センター正面玄関に掲示する ほか、受験者全員に合否結果を通知します。

◎応募資格

- 1 基礎教育課程(教育期間は4月から翌年2月末まで)
 - 1) 県内在住者又は県内出身者を原則とし、昭和54年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた者(平成22年4月1日現在で、18歳以上30歳以下)。
 - 2) 高等学校卒業者(卒業見込みの者)又は、これと同等の学力を有すると認められる者。
- 2 専攻教育課程(教育期間は4月から翌年2月末まで)
 - 1) 県内在住者又は県内出身者を原則とし、昭和54年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた者(平成22年4月1日現在で、18歳以上30歳以下)。
 - 2) 高等学校において土木系学科の卒業者(卒業見込みの者)又は、これと同等の学力を有すると認められる者。

◎応募手続き

- 1 提出書類(基礎教育課程・専攻教育課程共通)
 - 1) 宮崎県産業開発青年隊受験願書(写真は、6ヶ月以内に撮影したもの)
 - 2) その他の書類
 - ①高校在学者:調査書(進学用:申込日の属する前学期までのもの)
 - ②大学、短大、高専等在学者:卒業見込証明書、成績証明書
 - ③中学、高校、大学等卒業者:卒業証明書、成績証明書、高等学校卒業程度認定試験合格証明書
- 2 入隊選考試験手数料(2,200円)
宮崎県収入証紙(2,200円)を願書に貼付してください。

◎受験願書の配布先

宮崎県建設技術センターをはじめ、県内の高等学校、市町村役場、最寄りの土木事務所および県税・総務事務所等に置いてあります。また、宮崎県庁ホームページからもダウンロードできます。

※ 宮崎県庁ホームページ <http://www.pref.miyazaki.lg.jp/soshiki/kendo/kanri.html>

◎受験願書の提出先及び問い合わせ先

宮崎県建設技術センター 計画調整担当

〒889-1602 宮崎県宮崎郡清武町大字今泉丙2559-1

TEL 0985(85)1515 FAX 0985(85)2991

◎受験願書の受付

1 受付期間

土曜日・日曜日・祭日を除き、平成21年12月14日（月）から平成22年1月29日（金）までの期間内に必着（郵送の場合も同じ）のこと。

※ 郵送で申し込む場合は、必ず郵便局の窓口で「簡易書留郵便」にしてください。その際、郵便局窓口で交付される「書留郵便物受領証」は受験票が到着するまで保管しておいてください。

2 試験手数料等

願書受付後は、いかなる理由があっても試験手数料等の返金はできません。

◎受験票の交付

受験資格審査などの結果、申込書を受理したときは、随時受験票を郵送します。

なお、受験票が受験の2日前までに到着しないときは、上記の問い合わせ先に連絡してください。

◎入隊にあたって（参考）

1 年間経費（基礎教育課程・専攻教育課程共通、平成22年度の見込み額です。）

入隊料 (入隊時)	授業料		入隊時経費 (見込み)	その他経費 (資格試験受験費用、寮生活費等)
	年額	月額		
5,650円	108,900円	9,900円	15万円程度	年間30万円程度が別途必要

※1 入隊時経費については、主に教科書、制服、実習服、製図道具などです。

※2 資格試験受験費用については、受験の都度、寮生活費については実費を毎月（実費2～3万円程度）徴収します。また、その他必要な経費が生じた場合も別途徴収します。

2 在隊中に受験できる資格・免許の種類

大型特殊自動車運転免許、車両系建設機械運転技能講習修了証、小型移動式クレーン運転技能講習修了証、火薬類取扱保安責任者、危険物取扱者、アーク溶接特別教育講習修了証、玉掛け技能講習修了証、測量士補、情報処理技能検定等

3 その他

平成22年度から産業開発青年隊の教育訓練は、指定管理者（民間）により行われる予定です。現在、この指定管理者を選考中のため、来年度カリキュラムの詳細は未定ですが、決定次第説明を行います。

2. 下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について

下請事業者への配慮等について

国土交通大臣
経済産業大臣

我が国経済は、世界経済の減速に伴う輸出減少や我が国の景気後退の影響により急速に悪化しましたが、生産・輸出を中心を持ち直しの動きが見られます。中小企業においても、足下で持ち直しの動きが見られますが、売上げの伸び悩みや困難な資金繰りを始め、依然として厳しい状態が続いております。

こうした経済情勢を踏まえ、政府は、下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号。以下「下請代金法」という。）の厳格な運用と違反行為への厳正な対処、相談体制の拡充に取り組んでおります。

下請代金法は、買いたたき、下請代金の減額、下請代金の支払遅延、割引困難な手形（長期手形）の交付等の行為を禁止するものであります。政府としては、違反した親事業者に対して、下請代金の減額分を下請事業者に返還させ、支払遅延については下請代金を速やかに支払わせるなど、同法の厳正な運用にこれまで努めてまいりましたが、なお一層厳正な運用を強化してまいります。

さらに、これを実効あらしめるため、財団法人全国中小企業取引振興協会及び全国47都道府県の中小企業振興センターなどに設置した「下請かけこみ寺」における弁護士無料相談の実施や、多くの大企業、中堅企業の皆様に下請代金法を学んでいただくため、全国・246か所において、弁護士を講師とした下請代金法講習会及び弁護士無料相談会（地域巡回セミナー）を開催することとしております。

加えて、政府としては、下請事業者の経営基盤を強化する観点から親事業者に対して下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号。以下「下請振興法」という。）に基づく「振興基準」（別紙参照）の遵守を要請してきたところですが、下請事業者の厳しい経営状況を踏まえ、その遵守の重要性は一層高まっています。

これから年末にかけて、金融繁忙期であることから下請事業者の資金繰り等について一層厳しさが増すことが懸念され、下請事業者の経営基盤の強化を一層推進していくことが必要と考えております。

つきましては、貴団体におかれましては、下請事業者が現在置かれている状況を十分認識いただいた上で、貴団体所属の親事業者に対して、下記の事項を始めとして、「振興基準」の遵守について、周知徹底を図るなど適切な措置を講じるよう要請いたします。

親事業者におかれましては、調達担当者のみならず、役員等責任者が率先して社員教育等に取り組まれ、「振興基準」の幅広い周知に努められるよう併せてお願ひいたします。

なお、前述の全国246か所において、開催する地域巡回セミナーに加え、経済産業省では、「振興基準」を含む下請代金法、下請振興法について、経営者層向け及び実務者向けの普及啓発を目的とした下請代金法講習会を開催しております。貴団体傘下の親事業者に対して、上記講習会等への受講要請を行っていただくよう周知方よろしくお願ひいたします。

（注）平成21年度下請代金法講習会の実施スケジュールは、中小企業庁ホームページ（<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/Shitaukeseminar.htm>）に掲載しています。

記

- 取引対価は、取引数量、納期の長短、納入頻度の多寡、代金の支払方法、品質、材料費、労務費、運送費、在庫保有費等諸経費、市価の動向等を考慮した合理的な算定方式に基づき、下請事業者の適正な利益を含み、労働時間短縮等労働条件の改善が可能となるよう、下請事業者及び親事業者が

協議して決定すること。

また、取引対価の決定については、あらかじめ定めた時期や頻度にかかわらず、材料費の大幅な変更等経済情勢の変化や発注内容の変更に応じ、対価について隨時再協議を行い、改定を行うこと。

2. 下請代金の支払については、発注に係る物品等の受領後、できる限り速やかに、かつ、できる限り現金で支払うものとし、少なくとも賃金に相当する金額については、全額を現金で支払うものとすること。手形で支払う場合には、手形期間の短縮化につき最大限の配慮を行うこと。
3. 下請事業者が売掛債権を担保等として金融機関から資金を調達できるよう、売掛債権の譲渡につき下請事業者から承諾を求められた場合には可能な限り積極的に協力すること。

(別紙)

振興基準

前文

下請中小企業は、我が国産業の多くの分野において広汎に存在し、国民経済の重要な担い手として我が国経済の著しい発展を支えてきたが、近年の環境変化の中で、さらなる対応を求められている。

まず、近年の経済のサービス化に伴い、サービス業等の役務委託取引においても下請分業関係の発達が見られており、サービス業等の下請中小企業の経営基盤強化が必要である。

ついで、下請中小企業を取り巻く環境として、国内面をみると消費者ニーズの多様化・高度化、商品のライフサイクルの短命化、技術革新、情報化の進展の中で、下請中小企業に対する要請も品質、性能、コスト等あらゆる面で多様化、高度化しており、下請事業者としてもこれに適切に対応していくかなければならなくなっている。

また、国外との関係に目を向けると、特に製造業をはじめとして、国際化の進展に伴い親企業の海外進出、海外との競争が進むことにより、下請中小企業を取り巻く環境は一層厳しくなっており、こうした状況に対処するために、また、東アジア地域の発展等により我が国企業の従来の比較優位が失われつつある中で、親企業と下請中小企業双方が共存し競争力を維持し発展していくためにも、親事業者、下請事業者ともに高度化する需要側の要請への対応や新たな需要の創出が重要となっている。

他方、人材・労働力確保という面については、依然として下請中小企業にとって、経営上の大きな問題である。

特に、一般的に「働き手」とされる生産年齢人口（15～64歳人口）は今後減少していくと考えられること、近年の国民の豊かさ指向の強まりを背景として労働者の勤労に関する意識の変化が見られること等から下請中小企業が今後とも労働力を確保していくことは依然として容易ではない状況にある。こうした中で、下請中小企業がその経営を存続するため、円滑に人材・労働力確保を行っていくためには、労働時間短縮を始めとする労働条件の改善や職場環境改善、福利厚生施設の整備等、さらには、情報化や技術の向上への積極的対応等による企業イメージの向上等を通じた魅力ある職場づくりが必要となっている。

下請中小企業としては、このような環境の変化及び自らの実情を十分認識し、

- ① 親事業者にとって不可欠の企業となる
- ② 親事業者を複数化・多角化する
- ③ 製品、情報成果物及び役務（以下「製品等」という。）の自社開発により独立化をめざす等多様な対応を図っていく必要があるが、いずれの場合にしても技術力の向上を中心とした体質改善、経営基盤の強化が不可欠であり、そのための一層の自助努力が必要である。

また、下請中小企業には、独自の技術力やノウハウを有すること等により、親企業と対等なパートナーシップを確立しているものもあるものの、その事業活動が親企業の発注の在り方に左右されやすい面があることから、下請中小企業が体質改善、経営基盤の強化や労働時間の短縮等を図っていくためには、発注方式等の面における親企業の協力が必要である。

親企業としても、下請中小企業の存在なくしては、より付加価値の高い製品・サービスを生み出し

ていくことが困難であり、自らの発展もあり得ないという点を十分認識し、親企業としての立場を利用して下請中小企業に不当な取引条件を押し付けることなく、下請中小企業の体質改善、経営基盤の強化に対しその自主性を尊重しつつ積極的な協力をを行うとともに、納期、納入頻度等における配慮等下請中小企業の労働時間短縮のための発注方式の改善等の協力をを行うことが必要である。さらに、自らの努力により自主的に事業を運営し得る有能な企業に脱皮し、自立化や魅力ある職場づくりを行っていくこうとする下請中小企業に対しては、その努力を阻害することなく、必要に応じこれに対する支援を行うことが望まれる。

今後とも我が国経済が健全な発展を遂げ、同時に豊かな国民生活を実現していくためには、我が国経済に広範に広がる下請分業システムにおける不公正、不透明な取引を排除するとともに、親企業と下請中小企業とが相互の理解と信頼の下に協力関係を築き、共存共栄を図っていくことが必要である。

この基準は、このような観点から、下請事業者に対して努力の方向を示すとともに、これに対して親事業者がどのような協力をを行うべきかを示すことにより、下請中小企業の振興を図ろうとするものである。

第1 下請事業者の生産性の向上及び製品若しくは情報成果物の品質若しくは性能又は役務の品質の改善に関する事項

1) 下請事業者の努力

今後、生産年齢人口が減少していくと考えられ、また、近年の国民の豊かさ指向の強まりを背景として労働者の勤労に関する意識の変化が見られる中で、下請事業者が円滑に人材・労働力の確保を図るために、労働時間の短縮を始めとする労働条件の改善等魅力ある職場づくりに努めていくことが必要である。

また、下請事業者に対する技術の向上等の要請に対応した一層の設備投資、技術開発を実施するため、また、経済の国際化の一層の進展に適切に対応するため、その経営基盤の強化を図ることも必要である。

下請事業者は、このような課題を達成することができるよう、生産性の向上に努めるとともに、高度化する下請中小企業に対する親企業の要求に応え、製品若しくは情報成果物の品質若しくは性能又は役務の品質（以下「製品の品質等」という。）の向上に努めることが必要である。

2) 親事業者の協力

親事業者は、下請事業者が生産性の向上又は製品の品質等の改善のための措置を円滑に進め得るよう、必要な協力をするよう努めるものとする。

第2 親事業者の発注分野の明確化及び発注方法の改善に関する事項

1) 発注分野の明確化

(1) 親事業者は、下請事業者が長期的な需要見通しの下にその生産、投資、技術開発等について長期的な経営方針を樹立し得るよう、相当期間における親事業者の下請事業者に対する発注分野（下請事業者に対して何を発注し、親事業者自らがどのような物品を製造、修理し、どのような情報成果物を作成し又はどのような役務を提供するのかの区分をいう。以下同じ。）を極力具体的に定め、これを親事業者との取引関係を有する下請事業者に明示するものとする。

なお、提示期間（発注分野が示される相当期間をいう。以下同じ。）中において下請事業者に対する発注分野を変更することが予定される場合には、その内容を併せて示すものとする。

(2) 親事業者は、提示期間中における下請事業者に対する発注は、前号の規定により明示した発注分野に沿ってこれを行うものとする。

(3) 第1号の規定により明示した発注分野は、当該提示期間中においてはこれを変更しないものとする。

技術革新により親事業者が発注を必要としなくなる場合その他これに類するやむを得ない理由により、発注分野を変更しようとするときは、その変更を行う時より相当期間前に、下請事業者

に対し、当該変更の内容を明示するものとする。

(4) 親事業者は、下請事業者に対する発注分野を変更するときは、当該変更に係る発注を受ける下請事業者に対し、他の種類の発注、技術指導等を実施する等その経営に著しい影響を及ぼさないよう十分に配慮するものとする。

(5) 下請事業者は、親事業者から要請のあった場合には、第1号の規定により明示された発注分野に係る秘密を守るものとする。

2) 長期発注計画の提示及び発注契約の長期化

(1) 親事業者は、継続的な取引関係を有する下請事業者に対し、下請事業者が安定的かつ合理的な生産を行い得るよう、相当期間にわたる長期発注計画を提示するものとする。

(2) 親事業者は、長期発注計画の期間の長期化に努めるものとする。

(3) 親事業者は、下請事業者に対する具体的発注は、第1号の規定により提示した長期発注計画に沿ってこれを行うよう努めるものとする。

(4) 親事業者は、下請事業者に対する発注量を大幅に変動させないよう配慮するものとし、特に、発注量を親事業者の生産量の変動の程度以上に変動させないよう努めるものとする。

(5) 親事業者は、具体的発注についての契約を締結する場合には、できる限りその期間を長期化するよう努めるものとする。

(6) 下請事業者は、親事業者から要請のあった場合には、第1号の規定により提示された長期発注計画に係る秘密を守るものとする。

3) 発注の安定化等

(1) 親事業者は、下請事業者が合理的な生産を行い得るよう、下請事業者に対する発注に係る物品、情報成果物及び役務（以下「物品等」という。）の種類等の安定化及び発注量の平準化に努めるものとする。

また、将来の発注計画についての事前の情報提供及び事前情報の精度の向上、あるいは一定の在庫の保有等による事前情報と確定発注の乖離の縮小化等を通じて下請中小企業の計画的生産、生産平準化に協力するものとする。

(2) 親事業者は、下請事業者が合理的な生産を行い得るよう、下請事業者に対する発注に係る物品等について、標準化及び規格の整理統合を推進するものとする。

4) 納期、納入頻度の適正化等

(1) 納期、納入頻度は、下請事業者の受注状況、設備及び技術の能力等を勘案して、下請事業者にとって無理がなく、かつ、下請中小企業の労働時間の短縮が可能となるよう、下請事業者及び親事業者が協議して決定するものとする。また、親事業者は、下請中小企業の労働時間短縮の妨げとなる週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入、発注内容の変更等について、抑制を図るものとするとともに、あらかじめ指定した納入日以前の納入（指定納入日前納入）に応じる等の措置を通じて、下請中小企業の納入事務の軽減等に協力するものとする。

(2) 親事業者は、発注後における発注内容の変更、支給材（親事業者から支給される原材料、半製品、部品、資材等をいう。以下同じ。）の支給の遅延等により、前号の規定により定めた納期が下請事業者にとって無理なものとなった場合には、その納期を変更する等、下請事業者の不利益にならないよう十分に配慮するものとする。

5) 発注の手続事務の円滑化等

親事業者は、下請事業者に対する発注の手続事務及び支給材の支給、設備、器具等（以下「設備等」という。）の貸与等に関する手續事務の円滑化、明確化に努めるものとする。また、親事業者は、下請中小企業の労働時間の短縮のため、下請事業者の要請に応じて、生産・配送システムの見直し等の取組を共同して行うものとする。

6) 設計・仕様書等の明確化による発注内容の明確化

(1) 親事業者は、不当なやり直しが生じないよう、発注に際して下請事業者に対して示すべき設計図、仕様書等の内容を明確化することにより、発注内容を明確にすることに努めるものとする。

(2) 親事業者は、既に発注した物品等に係る設計、仕様等を変更しようとするときは、下請事業者

に損失を与えることとなるいよう十分に配慮するものとする。

7) 取引停止の予告

親事業者は、継続的な取引関係を有する下請事業者との取引を停止し、又は大幅に取引を減少しようとする場合には、下請事業者の経営に著しい影響を与えないよう配慮し、相当の猶予期間をもつて予告するものとする。

第3 下請事業者の施設又は設備の導入、技術の向上及び事業の共同化に関する事項

1) 施設又は設備の導入

(1) 下請事業者は、生産性の向上及び製品の品質等の向上、従業者の労働時間短縮、高齢者等の有効活用等を図るため、その行う物品の製造等の技術的特性、数量等の実態に即して、高性能設備、専用設備、省力化設備、省エネルギー設備、作業軽減のための設備等の導入に努めるとともに、設備間及び工程間の有機的な関連の確保という観点から、設備の配置及び種類について検討を行い、その改善に努めるものとする。

(2) 親事業者は、下請事業者の要請に応じ、下請事業者の施設又は設備の導入に際し、発注品目、発注量等の変更、設備の選定、配置、その効率的利用方法等に関する指導を実施する等の協力をを行うものとする。

2) 技術の向上

(1) 下請事業者は、研究開発体制の整備、拡充により、従来の製品等の改良、新しい製品等の開発、新材料の開発利用等に努めるとともに、これらに必要な設計技術の向上を図るものとする。

(2) 下請事業者は、製品等の不良発生原因の追及、合理的工程の検討、作業標準の設定、内部検査基準の設定、検査設備及び検査体制の拡充等により、品質管理技術等の向上に努めるものとする。

(3) 下請事業者は、従業員の研修及び職業訓練の実施等により、現場作業技術の向上に努めるものとする。

(4) 下請事業者は、その行う製造の特性等に応じ、専門化技術及び量産化技術又は多品種少量生産技術等の高度な技術の取得に努めるものとする。

(5) 下請事業者は、省エネルギー技術、公害防止技術及び安全衛生技術等の取得に努めるものとする。

(6) 親事業者は、下請事業者の要請に応じ、下請事業者の技術の向上について、技術指導員の派遣、講習会の開催、下請事業者の従業員の研修の受入れを実施する等の協力をを行うものとする。

(7) 親事業者は、下請事業者の要請に応じ、下請事業者の技術開発に協力するとともに、可能な範囲内において、自己の所有する知的財産を提供するものとする。

また、親事業者は、自らの技術指導や研究者派遣等の協力により、下請事業者が開発した技術の実施及びその成果の帰属につき下請事業者の適正な利益に十分配慮するものとする。

この考え方を踏まえ、親事業者、下請事業者の双方が寄与した技術・ノウハウ等の帰属については、両者の知的貢献度を十分踏まえた上で、契約書において明確化するよう努めるとともに、取引において相手方の技術・ノウハウ等を知り得る場合は、機密保持契約を締結し、また、対価の考え方を正当に定め明確化するよう努めるものとする。

3) 経営管理等の改善

(1) 下請事業者は、長期経営方針、利益計画、資金計画、設備計画、生産計画等の経営計画の作成、価値分析の実施、計数管理方式の導入等その経営の実態に即した効果的な経営管理手法の採用により、経営管理の改善に努めるものとする。また、労働力需給の中長期的動向を踏まえ、労働力の確保を図るために必要な労働時間の短縮、職場環境の改善等人事・労務管理の改善に努めるものとする。

(2) 親事業者は、下請事業者の要請に応じ、下請事業者の経営管理及び人事・労務管理の改善について、講習会、研究会を開催する等の協力をを行うものとする。

4) 事業の共同化

- (1) 下請事業者は、その業種、業態等の実態に応じて、量産化、専門化、付加価値の増大、施設又は設備の導入、研究開発の効率化、販売力の強化、原材料等の購買の合理化、情報収集の効率化、人材・労働力確保の円滑化、福利厚生施設の整備、海外進出の円滑化等を効果的に推進するため、他事業者との共同化を積極的に実施するものとする。
- (2) 親事業者は、下請事業者の要請に応じて、発注品目、発注量等の変更、発注方法の整備、技術指導、経営指導を実施する等、下請事業者の共同化を進めやすくするよう適切な措置を講ずるものとする。

5) 情報化への積極的対応

- (1) 下請事業者は、管理能力の向上、受注から給付の提供に至るまでの事務量軽減、事務の迅速化等を効率的に推進するため、情報関連機器の積極的導入に努めるとともに、電子受発注等に対しても、その効果等を十分検討の上基本的にはこれに積極的に対応していくことが必要である。
- (2) 親事業者は、下請事業者が情報化の進展に円滑に対応することができるよう、下請事業者の要請に応じ、管理能力の向上についての指導、標準的なコンピュータ又はソフトウェアの提供、データベースの提供、オペレータの研修、コンピュータ、ソフトウェア等に係る費用負担軽減のための援助等の協力をを行うものとする。
- (3) 親事業者は、下請事業者に対し電子受発注等を行う場合には次の事項に配慮するものとする。
 - ① 電子受発注等を行うこととするかどうかの決定にあたっては、下請事業者の自主的判断を十分尊重することとし、これに応じないことを理由として、不当に取引の条件又は実施について不利な取扱いをしないこと。
 - ② 下請事業者に対し、正当な理由なく、自己の指定するコンピュータその他の機器又はソフトウェア等の購入又は使用を求めないこと。
 - ③ 下請事業者に対する電子受発注等に係る指導等の際、併せてその経営、財務等の情報を把握すること等により、その経営の自主性を侵さないこと。
 - ④ 自己が負担すべき費用を下請事業者に負担させないこと。
 - ⑤ 下請事業者が電子受発注等に円滑に対応することができるよう、長期発注計画の提示、発注の安定化及び納期の適正化には特に留意すること。
 - ⑥ 下請事業者が不測の不利益を被ることがないよう、両事業者間の費用分担、取引条件等について、事前に基本契約書又はこれに準ずる文書により明確に定めておくこと。
 - ⑦ その他政府により定められている電子受発注等についての指針を遵守すること。

第4 対価の決定の方法、納品の検査の方法その他取引条件の改善に関する事項

1) 対価の決定の方法の改善

- (1) 取引対価は、取引数量、納期の長短、納入頻度の多寡、代金の支払方法、品質、材料費、労務費、運送費、在庫保有費等諸経費、市価の動向等の要素を考慮した、合理的な算定方式に基づき、下請中小企業の適正な利益を含み、労働時間短縮等労働条件の改善が可能となるよう、下請事業者及び親事業者が協議して決定するものとする。
その際、取引の対象となる物品等に係る特許権、著作権等知的財産権の帰属及び二次利用に対する対価並びに当該物品等の製造等を行う過程で生じた財産的価値を有する物品等や技術に係る知的財産権の帰属及び二次利用に対する対価についても十分考慮するものとする。
- (2) 前号の協議は、下請事業者が作成する見積書に基づき継続的な発注に係る物品等については少なくとも定期的に、その他の物品等については発注の都度行うものとする。
また、材料費の大幅な変更等経済情勢の変化や発注内容の変更に応じ、対価について隨時再協議を行うものとする。
さらにこれらの協議の記録については両事業者において保存するものとする。

2) 納品の検査の方法の改善

- (1) 親事業者が下請事業者に対し発注をしようとする場合には、下請事業者及び親事業者は、納品（役務の提供を含む給付の提供をいう。以下同じ。）の検査の実施方法、実施時期、当該発注に係る物品等の適正な検査基準、検査の結果不合格となった物品等の取扱い及び納品の過不足の場合の処理の方法を、あらかじめ、協議して定めるものとする。
- (2) 親事業者は、納品の検査は、前号の規定により定めた検査の実施方法及び検査基準に基づき、当該納入後、速やかに、これを行うものとする。

3) 支給材の支給及び設備等の貸与の方法の改善

- (1) 親事業者が下請事業者に対し支給材を支給しようとする場合又は設備等を貸与しようとする場合には、下請事業者及び親事業者は、支給材又は設備等の保管の方法及び瑕疵ある場合の取扱い、支給材の所要量の算定方法及び残材の処理の方法、支給又は貸与の時期並びに対価の決定方法その他の支給又は貸与について必要な規定を、あらかじめ、協議して定めるものとする。
- (2) 親事業者は、下請事業者に対する支給材の支給又は設備等の貸与は、前号により定めた規定に基づき、これを行うものとする。

4) 下請代金の支払方法の改善

- (1) 親事業者は、下請代金の支払は、発注に係る物品等の受領後、できる限り速やかに、これを行うものとする。また、下請代金はできる限り現金で支払うものとし、少なくとも賃金に相当する金額については、全額を現金で支払うものとする。
- (2) 親事業者は、下請代金を手形で支払う場合には、手形期間の短期化に努めるものとし、親事業者が政府により標準手形期間が定められている業種に属するものであるときは、少なくとも当該手形期間を超えないものとする。
- (3) 親事業者は、下請代金の支払方法として一括決済方式（親事業者、下請事業者及び金融機関との間の約定に基づき、下請事業者が下請代金の全部又は一部に相当する下請代金債権を担保とし又は譲渡して金融機関から当該下請代金の額に相当する金銭の貸付け又は支払を受けることができる」とし、親事業者が当該下請代金債権の額に相当する金銭を当該金融機関に支払うこととする方式をいう。以下同じ。）を用いる場合には、次の事項に配慮するものとする。
 - ① 一括決済方式への加入及び脱退は下請事業者の自主的判断を十分尊重すること。
 - ② 一括決済方式に加入した下請事業者に対し、支払条件を従来に比して実質的に不利となるよう変更しないこと及び一括決済方式に変更することによって生じる費用を負担させないこと。また、加入しない下請事業者に対し、これを理由として不当に取引の条件又は実施について不利な取扱いをしないこと。
 - ③ その他政府により定められている一括決済方式についての指針を遵守すること。

第5 下請事業者の連携の推進に関する事項

- (1) 下請事業者は、施設又は設備の導入、技術の向上、経営の合理化、事業の共同化等をグループとして効率的に推進するため、及び親事業者と下請事業者との円滑な関係を確立するため、事業協同組合による組織化等の連携を積極的に進めるものとする。
- (2) 下請事業協同組合等下請事業者の連携による団体（以下「下請団体」という。）は、自主的かつ積極的に活動するものとする。
- (3) 下請団体は、下請事業者の連携をより効果的なものとするため、他の下請団体との連携を図るものとする。このため、下請団体相互の連合組織の拡大強化に努めるものとする。
- (4) 親事業者は、下請事業者の連携に協力し、その育成に努めるものとする。
また、親事業者は、下請団体の自主的な運営を阻害してはならないものとする。
- (5) 親事業者と下請団体は、発注分野の明確化、発注方法の改善、取引条件の改善その他の適正な取引慣行の樹立その他親事業者と下請事業者との間の円滑な関係の推進を図るため、定期的な協議を行うよう努めるとともに、必要に応じ、隨時、協議を行うものとする。

第6 その他下請中小企業の振興のため必要な事項

1) 一般的留意事項

(1) 下請事業者の自主性の尊重

親事業者は、下請事業者との取引、下請事業者に対する指導等に際し、下請事業者の自主性を尊重するよう留意するものとする。特に、下請事業者の取引先の開拓、変更等について不当に干渉してはならないものとする。

(2) 下請関係円滑化のための親事業者の体制の整備

親事業者は、下請事業者との取引、下請事業者に関する指導その他の下請事業者との関係全般について、下請事業者が容易に親事業者との連絡協議を図ることができ、その連絡協議に対し、親事業者としての責任ある処理をなしえるよう、親事業者内の体制の整備に努めるものとする。

また、親事業者は、その外注担当者が、下請取引を行う上で必要な関係法令等に対する理解を深めるよう努めるものとする。

(3) 基本契約の締結

下請事業者及び親事業者は、継続的取引に関しては、その取引に関する基本的な事項を定めた契約を締結し、当該契約に基づき、取引を行うものとする。

(4) 国等の他の施策との関連

① 下請事業者及び親事業者は、試験研究機関等による技術指導、技術情報の提供等国又は地方公共団体による施策を積極的に活用するものとする。

② 下請事業者は、その属する業種について、中小企業経営革新支援法による業種別の経営基盤強化計画等が定められている場合には、当該計画に定める事項を達成するよう努めるものとし、親事業者は、これに協力するものとする。

③ 親事業者は、下請企業振興協会による下請取引のあっせんに対する協力等を通じ、下請事業者の仕事量の確保に努めるものとする。

④ 複数の取引先を有する下請中小企業にとって、取引先の休日の不一致は、休日取得の妨げとなることから、下請中小企業の労働時間短縮を推進するため、親事業者は休日カレンダーの作成等により、業種や地域の特性を踏まえつつ、その事業所間、あるいは親企業相互の休日の調整を進めていくものとする。

⑤ 下請事業者及び親事業者は、本基準の遵守その他の事業の運営にあたり、省エネルギー対策、公害の防止、リサイクル、地球温暖化防止等の環境保全対策及び労働基準・安全衛生の確保その他の国等の施策との関連に十分に配慮するものとする。

(5) 本基準遵守のための下請事業者との協力関係等

① 下請事業者、下請団体、親事業者及び親事業者を主たる構成員とする団体（以下「親事業者団体」という。）は、互いに意思の十分な疎通を図りつつ、本基準の円滑な実施に努めるものとする。

② 下請事業者、下請団体、親事業者及び親事業者団体は、それぞれ、本基準の実施に関して、都道府県、各省庁の地方支分部局及び各省庁並びに下請企業振興協会の指導、助言等を積極的に活用するとともに、これらの機関からの指導、助言に十分に協力するものとする。

(6) 売掛債権の譲渡承諾

親事業者は、下請事業者が売掛債権を担保等として資金を調達できるよう、売掛債権の譲渡の承諾に適切に努めるものとする。

(7) 知的財産の取扱いについて

① 下請事業者は、自己の所有する知的財産について、特許権、著作権等権利の取得、機密保持契約による営業秘密化等により、管理保護に努めるものとする。

② 下請事業者及び親事業者は、特許権、著作権等知的財産権や、営業秘密等知的財産の取扱いに関して、契約書の締結及び契約内容の明確化に努めるものとする。

③ 親事業者は、契約上知り得た下請事業者の特許権、著作権等知的財産権や営業秘密等の知的

財産の取扱いに関して、下請事業者に損失を与えることのないよう、十分な配慮を行うものとする。

2) 最近の経済環境の変化に伴う留意点

(1) 国際化の進展に伴う留意点

① 下請事業者は次の事項に留意するものとする。

イ. 下請事業者は、親事業者の海外進出の進展等の動きを踏まえ、その技術力、経営基盤等の強化に努め、自ら取引の可能性の幅を拡大するよう努めること。

ロ. 下請事業者は、自ら海外進出を行う場合には、十分な事前準備を行うほか、共同化を図るなどにより、その円滑な実施に努めること。

② 親事業者は次の事項に配慮するものとする。

イ. 親事業者は、海外進出等に際しては、その計画について下請事業者に必要な情報を逐次提供しつつ、製品等の多角化、新規親事業者の開拓等下請事業者が対応を図ることに対し、下請事業者の要請に応じ積極的支援を行うこと。

ロ. 下請事業者に対し、海外進出を要請する場合には、下請事業者の自主的判断を十分尊重するとともに、親事業者としての立場を利用して海外進出を強制し又は要請に応じないことを理由として不当に取引の条件又は実施について不利な取扱いをしないこと。

ハ. 下請事業者が親事業者とともに海外進出を行う場合には、親事業者は下請事業者に対し現地の労働面、市場面その他の面の事情について、十分な情報提供、指導その他必要な協力をすること。

(2) 親事業者の事業再編の進展に伴う留意点

① 下請事業者は親事業者の事業所の集約化等に伴う移転、閉鎖、内製化等（以下「工場移転等」という。）の事業再編の動きを踏まえ、その技術力、経営基盤等の強化に努め、自らの取引の可能性の幅を拡大するよう努めるものとする。

② 親事業者は、工場移転等に際してはその計画について下請事業者に必要な情報を逐次提供しつつ、製品等の多角化、新規親事業者の開拓等下請事業者が対応を図ることに対し、下請事業者の要請に応じ積極的支援を行うものとする。

(3) 経済情勢の急激な変化に伴う下請事業者への配慮

短期間における経済情勢の急激な変化により、親事業者が影響を受ける場合には、その影響は極力親事業者自身が吸収するとともに、下請事業者に不当に転嫁しないよう努めるものとする。

附 則

1. この基準は、平成15年11月1日から適用する。
2. 平成3年2月8日付け3企庁第108号は廃止する。

3. 宮崎県中小企業融資制度のご案内 ~中小企業の資金繰りを応援します~

平成21年10月20日現在

セーフティネット貸付

対象業種を781に拡大

新型インフルエンザにも対応

据置期間の延長

信用保証料の軽減

★ 借換・一本化にも対応！(制度や返済期間等によって一部借換・一本化できない場合もあります。)

○ 売上の減少や、取引企業の倒産に対応したい方は

セーフティネット貸付

融資対象者

- ① 緊急保証制度の対象業種(※1)に該当し、最近3ヶ月間の平均売上高または平均販売数量(建設業にあっては完成工事高または受注高)が前年同期比3%以上減少している方や、平均売上総利益率または平均営業利益率が前年同期比3%以上減少している方
- ② 緊急保証制度の対象業種(※1)に該当し、製品等原価のうち20%を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できない方
- ③ 緊急保証制度の対象業種(※1)に該当し、新型インフルエンザの影響により、最近1ヶ月間の売上高等が前年同期比3%以上減少し、かつその後2ヶ月間を含む3ヶ月間でも3%以上の売上高等の減少が見込まれる方

※1 緊急保証制度に基づいて、現在、産業用ロボット製造業、音楽・映像記録物販賣業、貸衣じよう業、映画館、劇場などが追加され781業種が指定されています。
(主な対象特定事業は、土木・建築工事業、各種製造業、飲食店、卸売業、小売業、サービス業などです。)

④ 国が指定する大型倒産企業(※2)に50万円以上売掛金債権等をもっている方

※2 宮崎県内の企業では、江藤産業(株)、南栄工業(株)の2社が指定されています。(平成21年10月20日現在)

★ 融資対象者であることについて、市町村長の認定を受ける必要があります。

※ 認定申請に必要な書類は、認定要件(業種、売上高等)が確認できる税務申告書、決算書、試算表等です。

融資限度額 設備資金 5,000万円
(組合は8,000万円)

運転資金 3,000万円

(組合は8,000万円)

融資期間 10年(うち据置期間2年)以内

融資利率 年1.80%～2.30%

信用保証料率 年0.45%

借入に必要な書類

- ・借入申込書(保証協会又は取扱金融機関の様式)
- ・セーフティネット認定書
- ・市町村民税が完納されていることの証明書
- ・決算書、残高試算表、商業登記簿謄本等

○ 経営の安定や改善を図りたい方は

経済変動・災害対策貸付

融資対象者

- ① 売上または利益が前年同期比で3%以上減少している方
- ② 売上高に占める石油関連の経費の割合が直近の決算日において5%以上となっている方(取扱期間は平成22年3月末日までです。)
- ③ 再生手続きの開始申立等を行った事業者に対して売掛金債権等をもっている方など

融資限度額 設備資金 5,000万円
(組合は8,000万円)

運転資金 3,000万円

(組合は8,000万円)

融資期間 10年(うち据置期間2年)以内

融資利率 年2.00%～2.50%

信用保証料率 年0.35%～1.00%

○ 経営支援チームの経営指導を受け、経営再建を図りたい方は

建設産業等支援貸付

融資対象者

- ① 建設産業等地域力連携強化事業による(経営支援チーム)助言を受けた方
- ② 「建設産業支援対策事業」または「建設産業経営基盤強化支援事業」による補助金の交付を受けた方

融資限度額 1,250万円(設備・運転資金の合計)

融資期間 7年(うち据置期間1年)以内

融資利率 金融機関所定金利(5.0%以内)

信用保証料率 年0.35%～1.00%

○ 保証付き債務を一本化し、月々の返済を軽減したい方は

経営再建等支援貸付(借換)

融資対象者

- ① 信用保証付き融資を受けていて、借換により経営安定を図りたい方

融資限度額 5,000万円(設備・運転資金の合計)
(追加融資を含め限度額以内)

融資期間 10年(うち据置期間1年半)以内

融資利率 年2.10%～3.00%

信用保証料率 年0.45%～1.65%

※各制度に関するお問い合わせは

宮崎県経営金融課 金融担当 0985-26-7097

日南県税・総務事務所 商工労政担当 0987-22-2636

都城県税・総務事務所 商工労政担当 0986-23-4518

延岡県税・総務事務所 商工労政担当 0982-33-2862

宮崎県信用保証協会 本所 0985-24-8253 支所 0982-34-8862

県内各商工会議所、商工会、県内各金融機関

4. 株建設総合サービスによる下請資金繰り支援事業のお知らせ

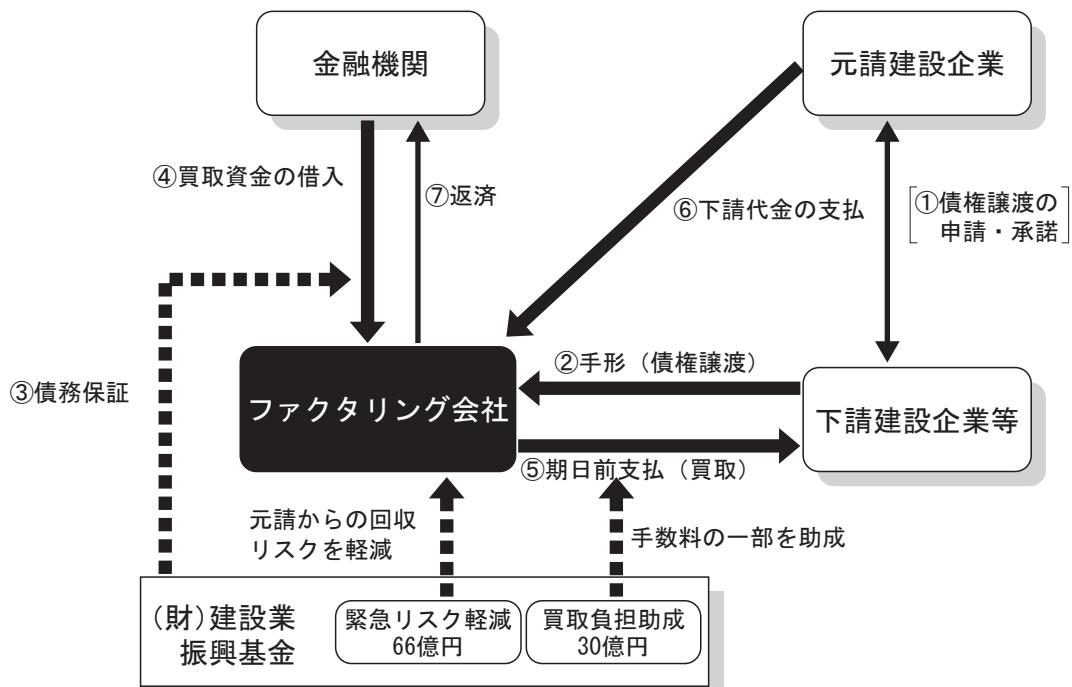
1 事業の目的

本事業は、下請建設企業又は資材業者（以下「下請建設企業等」という。）が元請建設企業（発注者から直接建設工事を請け負っている建設企業をいう。以下同じ。）に対して有する工事請負代金等に係る債権（当該工事請負代金等に対応する元請建設企業が振り出した支払手形であることが確認された手形（手形期間が120日を超えないものに限る。以下単に「手形」という。）を含む。以下単に「債権」という。）をファクタリング会社が買い取る場合に、買取時における下請建設企業等の金利負担を軽減するとともに、買い取った債権の回収が困難となったため発生した損失（以下単に「損失」という。）を補償することにより、下請建設企業等の資金需要に対応したファクタリング会社の積極的な債権の買取を促進し、もって下請建設企業等の資金繰りの円滑化等を図ることを目的とする。

2 事業の概要等

- ・ 国土交通省は、今年度第一次補正予算にて、一次下請建設企業・資材会社（以下、一次下請建設企業等）の経営安定化対策として「下請資金繰り支援事業」を創設。（平成23年3月末までの時限措置）
- ・ 補正予算額は、緊急リスク軽減66億円、買取負担助成30億円の計96億円。第一次補正予算は5月29日に成立。
- ・ 一次下請建設企業等の保有する債権（手形主体を想定）をファクタリング会社が買い取るスキームを活用し、①債権買取の際の一次下請建設企業等の手数料負担、②債権買取後の元請企業からの回収不能リスクを軽減するための助成を、それぞれ国費（96億円）で賄う仕組み。
- ・ また、ファクタリング会社の資金調達の円滑化を図るために、債権買取資金を金融機関から借り入れる際の債務保証を実施
- ・ 上記、助成や債務保証は（財）建設業振興基金が実施主体となる。
- ・ （株）建設総合サービスはファクタリング事業をすでに実施しており、国土交通省の要請を受け、本事業へ参入。

<概要図>



3 事業の内容

事業実施期間	平成21年7月1日～平成23年3月31日	
対象となる債権	元請建設企業を債務者、一次下請建設企業等を債権者とする建設工事に関するもの（手形主体）	
債権買取限度額等	<p>項目</p> <p>(1) ファクタリング会社ごとの債権買取限度額の範囲</p> <p>(2) 一の元請建設企業当たり債権買取限度額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・債権買取限度額の範囲 ・一の元請建設企業に係る全ファクタリング会社を通じての債権買取残高の上限額 <p>(3) 一の下請建設企業当たり債権買取限度額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・債権買取限度額の範囲 ・債権買取1回当たりの下限額 <p>(4) 債権買取の際の設定利率の上限</p> <p>(5) ファクタリング会社ごとの損失補償限度額（各年度毎に決定）</p>	<p>内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ファクタリング会社の純資産の25倍（残高ベース）を上限として、ファクタリング会社ごとに個別に設定。 ・5億円（残高ベース）を上限。 ・原則として当該元請建設企業の純資産額の範囲内で、（財）建設業振興基金が定める。 ・下請建設企業等の規模に応じ1億円、3億円又は5億円（残高ベース）の3段階。 ・500万円を下限。 ・15%（年率）を上限。 ・債権買取限度額に応じてファクタリング会社ごと限度額枠を設定。
金利負担助成	買取料率（年率）の2分の1（ただし年率3%を上限）	
損失補償の割合	回収困難となった債権の額面95%を（財）建設業振興基金から補償	
対象となる元請建設企業	①当年度又は前年度に公共工事の受注実績がある企業 ②破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立てがなされていない企業 ③手形交換所の取引停止処分を受けていない企業等	
対象となる一次下請建設企業等	資本の額が20億円以下、又は常時使用する従業員数が1,500人以下の中小・中堅企業等で、以下の者とする <ul style="list-style-type: none"> ①元請建設企業と下請契約を締結した一次下請建設企業 ②元請建設企業に建設工事に関する資材を提供する資材会社（元請建設企業と直接の契約関係を有する者に限る） 	

～お問い合わせ～
下請資金繰り支援事業

西日本建設業保証(株) 0985-24-5656

(株)建設総合サービス 06-6543-2843

※ファクタリング事業専用ダイヤル

雇用改善コーナー

1. 建設事業主雇用改善推進助成金のご案内

助成金を利用して働きやすい職場づくりをしませんか？

雇用改善実施計画を作成し、次の事

1 雇用管理責任者等の選任・配置等

※雇用管理研修等は必ず実施又は受講してください。

- 例えは
- 雇用管理研修や職長研修を受講させる場合
 - 各専門工事業団体が実施する「基幹技能者認定講習」を受講させる場合 などに賃金の一部が支給されます。

(支給額…雇用管理研修等の受講ごとに、賃金上限5000円／1人1日（6日分を限度）)

2 建設労働者の募集・採用を円滑に行うための新たな取組

- 例えは
- 求人情報誌等へ求人広告を掲載する場合(求人募集と併せて建設業の魅力をアピールするもの)
 - 就職説明会を開催、又は就職説明会へ参加する場合 などにその経費の一部が支給されます。

(支給額…経費の1/2相当額（100万円を限度）)

3 高年齢労働者・女性建設労働者の活躍を促進する取組

- 例えは
- 高年齢労働者等に配慮した待遇制度（継続雇用制度等）や、労働環境の整備をするために検討・調査をする場合 などにその経費の一部が支給されます。

(支給額…経費の1/2相当額（100万円を限度）)

4 魅力ある職場づくりのための取組

- 例えは
- 工事現場で作業員宿舎を賃借する場合
 - 工事現場で食堂、休憩室、更衣室、浴室、便所、シャワー室を賃借する場合
 - 賃金体系・退職金制度の整備をするために検討・調査する場合 などにその経費の一部が支給されます。

(支給額…経費の1/2相当額（100万円を限度）)

建設事業主雇用改善推進助成金は、中小建設事業主のみなさまの雇用改善の取組を支援するために平成20年度に新設されました。

雇用管理の課題をご検討されたうえで、下記の助成対象項目を盛り込んだ年間計画を作成し、独立行政法人雇用・能力開発機構の認定を受けていただき、その計画に沿って雇用改善の取組を行った場合、助成金が支給されます（1事業年度につき200万円の支給限度額があります）。

業を実施（計画の変更は隨時可能）

5 期間雇用労働者の雇用改善

- 例え** ●1ヶ月以上1年末満の期間を定めて雇用される建設労働者の健康診断を実施する場合などにその経費の一部が支給されます。
(支給額…経費の1/2相当額（50万円を限度）)

6 社会保険労務士等の利用

- 例え** ●上記1～5の取組のために社会保険労務士等のコンサルティングを受ける場合などにその経費の一部が支給されます。
(支給額…経費の1/2相当額（50万円を限度）)

建設事業主雇用改善推進助成金の活用事例

A社は、管工事業を営む中小建設事業主であるが、会社内の年齢構成が偏っていることから若年技術者の採用のための企業案内を作成するとともに職場環境を整備するため工事現場にシャワー室を設置したいと考えていた。そこで事前に雇用・能力開発機構都道府県センターに相談を行ったところ、建設事業主雇用改善推進助成金を利用できることが分かり、併せて、雇用管理責任者の重要性を知り、雇用管理研修も受講することにした。

雇用改善実施計画を作成し、センターへ認定申請を行い、実施時期に応じて（四半期毎）支給請求した結果、年間で当該事業にかかった費用710,000円のうち355,000円の助成を受けることができた。

※事業の内容によって助成金を受けられない場合があります。

(今回の事例の内訳)	
【A社負担額】	【助成額】
企業案内の作成経費 300,000円×2	300,000円×1/2=150,000円×2
シャワー室の設置経費	
65,000円(※イ)×6ヶ月=390,000円×2 ※イ)=1ヶ月当たりの賃料	390,000円×1/2=195,000円×2
雇用管理研修の受講経費	
10,000円(※ロ)×1回×2名=20,000円×3 ※ロ)=受講者（監理研修の受講者）の通常の賃料	10,000円(※ル)×0.8=8,000円 8,000円×5,000円(※ニ)のうち 5,000円(※ニ)×1回×2名=10,000円×2 (※ル)=就職面接した会社の1人当たりの平均賃料 (※ニ)=通常日額の支給額
合計	
実施経費 710,000円 (1+2+3)	助成額 355,000円 (1+2+3)

機構の取り扱う助成金についてインターネットでも情報提供しております。

<http://www.ehdo.go.jp/>

— お問い合わせ —

独立行政法人雇用・能力開発機構宮崎センター 0985-51-1511

2. 建設教育訓練助成金のご案内

助成金を利用して建設労働者の技能向上を図りませんか？

例えば、従業員に下表の労働安全衛生法に定められた技能講習・教習を登録教習機間に委託して受けさせた場合

技能講習	教習
酸素欠乏危険作業主任者技能講習	
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	
床上操作式クレーン（5t以上）運転技能講習	クレーン運転実技教習
小型移動式クレーン（1t以上5t未満）運転技能講習	
ガス溶接技能講習	
車両系建設機械 （整地・運搬 ・積込用 及び掘削用）運転技能講習	
車両系建設機械（解体用）運転技能講習	移動式クレーン運転実技教習
車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習	
不整地運搬車（1t以上）運転技能講習	
高所作業車（10m以上）運転技能講習	
玉掛け技能講習	

経費及び賃金の一部を雇用・能力開発機構が

助成

します。

※助成に当たっては一定の条件があります。

機構の取り扱う助成金について

インターネットでも情報提供しております。

<http://www.ehdo.go.jp/>

仕事のエネルギーは、明るい職場から。

建設教育訓練助成金（第2種、第4種技能実習）の活用事例

A社は、土木工事業を営む雇用保険料率1000分の18を負担する中小建設事業主であるが、従業員の能力開発のため、講習経費を負担したり、出勤扱いで講習を受けさせる等、資格取得に力を入れている。今回、5名の従業員に「車両系建設機械運転技能講習」の修了を目指し、登録教習機関で6日間の講習を受講させることにした。

そこで事前に雇用・能力開発機構都道府県センターに相談に行ったところ建設教育訓練助成金（第2種、4種技能実習）を利用できることが分かった。

受講後（2ヶ月以内）に支給請求した結果、当該講習にかかった費用800,000円のうち500,000円の助成を受けることができた。

（今回の事例の内訳）

【A社負担額】	【助成額】
第2種（経費助成）	
100,000円（※イ）×5名=500,000円…① （※イ）=1人当たりの受講料100,000円	500,000円×70%=350,000円…③
第4種（賃金助成）	
9,000円（※ロ）×6日間×2名=108,000円 10,000円（※ロ）×6日間×1名= 60,000円 11,000円（※ロ）×6日間×2名=132,000円 合計300,000円…② （※ロ）=受講者（雇用保険の被保険者）の通常の賃金日額	10,000円（※ハ）×0.8=8,000円 8,000円>5,000円（※ニ）のため 5,000円（※ニ）×6日間×5名=150,000円…④ （※ハ）=別途算定したA社の1人当たりの平均賃金日額 （※ニ）=賃金日額の支給限度額
合 計	
実施経費 800,000円（①+②）	助成額 500,000円（③+④）

※建設教育訓練助成金（第2種、第4種）の助成を受けるには、「雇用保険料率が18/1000であること」「受講者が雇用保険被保険者であること」「会社が費用を負担していること」等、一定の条件を満たす必要があります。

また、講習の種別や時間数等により助成金が受けられない場合もあります。

※平成20年度から建設教育訓練助成金の一部を拡充しました。

【建設教育訓練助成金（第2種技能実習）の主な改正ポイント】

- (1) 機構が別に指定する労働安全衛生法に定められた技能講習・教習及び危険再認識教育について
 - 受講開始2週間前までに行う認定申請の手続きを廃止しました。
- (2) 事業主自らが行う技能実習（特別教育、有資格者に対する再訓練、技規検定の事前講習等）について
 - 登録教習機関に委託して実施する場合も助成対象としました。なお、受講開始2週間前までに認定申請の手続きが必要です。
 - 指導員賃金が1人1時間当たり10,000円の指導員に（社）全国技能士会連合会長が認定した「全技能マイスター」を加えました。
- (3) その他
 - 実習実施日の要件を7日以内から1ヶ月以内に延長しました。ただし、一の技能実習について最長でも1ヶ月以内に修了しなければなりません。
 - 支給請求の期限を受講後1ヶ月以内から2ヶ月以内に延長しました。

— お問い合わせ —

独立行政法人雇用・能力開発機構宮崎センター 0985-51-1511

協 同 組 合

1. 事業のご案内

金融事業

建設工事資金融資制度

公共工事を受注・施工中の請負者が発注者から将来受け取る工事請負代金債権を当協同組合に譲渡することにより、工事出来高の範囲内で貸付けを受けられる制度で、資金調達の円滑化を図れます。

公共工事発注者が承認している、唯一の公的な制度です。

共同購買事業

システム紹介・販売

- 土木積算システム「全建協連積算システム」(全国建設業協同組合連合会)
- 土木積算システム「メビウス」(吉備システム)
- C A L S 対応 施工管理システム「デキスパート」(建設システム)
- C A L S 対応 土木システム 「武蔵」 (福井コンピュータ)

福利厚生事業

普通の保険より、保障内容が充実し、割安な共済制度

- ・建設傷害保障制度
- ・土木・建設工事補償制度
- ・第三者賠償補償制度
- ・その他生命共済・医療保障共済制度等

教育・情報事業

○I T・C A L S・経営セミナー等の開催

○建設業関連の情報提供等

その他の事業

- 県規格用紙等の販売
- 県工事等の堤銘板(治水・砂防・急傾斜等)の販売
- 現場技術者等の腕章の販売
- 通信販売「たのめーる」による商品の割引提供

宮 崎 県 建 設 事 業 協 同 組 合

〒880-0805 宮崎市橋通東2丁目9-19 宮崎県建設会館2階

TEL 0985-23-3691 FAX 0985-23-3599

URL <http://www.mk-net.or.jp> E-mail info@mk-net.or.jp

技士会

1. 平成22年度1級(学科)・2級土木施工管理技術検定 試験受験準備講習会のご案内

【C P D S 認定講習会】

宮崎県土木施工管理技士会では、県建設業協会の後援により1級・2級の受験準備講習会を毎年開催し、多くの合格者を輩出し喜ばれています。

講習会では、実戦的なテスト形式を採用し社内教育に実績のある企業から優秀な講師をお迎して実施しているもので、受講者の方々に好評をいただいております。

技士会会員はもとより会員以外の技術者の方も、ふるって参加ください。

なお、日程等につきましては下記のとおりですので、準備方お願い致します。

日 程

1級学科講習

平成22年4月21日（水）～平成22年4月23日（金）

平成22年5月12日（水）～平成22年5月14日（金）

6日間

2級学科講習

平成22年7月21日（水）～平成22年7月23日（金）

平成22年7月28日（水）～平成22年7月30日（金）

6日間

場 所

宮崎県建設会館 「宮崎市橋通東2丁目9番19号」

問 合 わ せ

宮崎県土木施工管理技士会 0985-31-4696 「宮崎市橋通東2丁目9番19号」

または、各地区建設業協会へおたずねください

1級土木施工管理技士の国家資格を取得すると…

- ① 工事現場の主任技術者になれる
- ② 経審の技術力評価点5点が付与
- ③ 監理技術者になれる

夢という名の種をまき、努力という名の肥料を与え、自分らしい花を咲かそう

2. C P D S（継続学習制度）について!!

最近の急激な科学技術の進展について、土木工事の施工法は進歩し環境や健康に対する国民の価値観も変わり、工事の施工上のルールも急激進化しています。

このように厳しい条件の下であっても、適切な施工が求められるなど、公共事業に国家資格者である『土木施工管理技士』の責任は重大であり、これに対応するため自己の能力の維持・向上の研鑽は不可欠であります。

技術者の技術力は、知識と経験によって支えられています。知識は、学校教育による学歴と各種資格の取得、さらに実社会に出てからの自己研鑽による学習等によって得られ、経験は実社会における工事の実務経験によって培われています。

つまり、技術者の技術力は「学歴・資格」、「継続学習」、「実務経験」の3本柱によって支えられているのです。

そこで、自己研鑽による学習を『C P D S（継続学習制度）』によって学習単位（ユニット）をもつて評価し、自己啓発に努力する優秀な技術者の活用を社会にアピールするものです。

1) C P D S（継続学習制度）の目的は次のとおりです。

- ① 努力する技術者の評価
- ② 土木施工管理技士の技術レベルの維持管理
- ③ 施工管理学習の体系化

2) C P D S（継続学習制度）の目標メリットは次のとおりです。

- ① 経営事項審査の技術力評価への加算
- ② 工事専門分野毎への工事実務経験として換算
- ③ 技術検定の受検資格要件である実務経験年数の短縮

入札の配置予定者評価で C P D S 単位に応じて加点	北海道開発局、東北地方整備局、関東地方整備局、北陸地方整備局、中部地方整備局、近畿地方整備局、中国地方整備局、四国地方整備局、九州地方整備局、沖縄総合事務局	10局
	北海道、青森県、宮城県、秋田県、千葉県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県、鹿児島県、沖縄県	29県
	さいたま市、静岡市、宇都宮市、高知市	4市
入札資格審査でC P D S 単位に応じて主観点数に加点	広島県、島根県、山口県、高知県、愛媛県、長崎県、佐賀県、熊本県、宮崎県、鹿児島県	10県
	松江市、広島市、東広島市、庄原市、安芸高田市	5市

*今回の入札参加資格審査で宮崎県が「C P D S」を採用し、主観的事項（技術力評価）のなかに新たに点数が加点となった。

夢という名の種をまき、努力という名の肥料を与え、自分らしい花を咲かそう

3. 『監理技術者の講習会』について!!

今年度の『監理技術者講習会』の今後の日程についてお知らせいたします。

下記のとおり21年度の講習会は残り「1回」となりました。更新期にきている方は必ず受講してください。

現在技士会で受講申し込みを受け付けております。

【C P D S 認定講習会】

日 程	会 場
平成22年 2月10日 (水)	宮崎県職業能力開発協会 宮崎市学園木花台 (宮大前)

お問い合わせ 宮崎県土木施工管理技士会 (TEL 0985-31-4696)

22年度の講習会日程をお知らせいたします

【C P D S 認定講習会】

日 程	会 場
平成22年 5月19日 (水) 「宮崎県技士会主催」	
平成22年 8月 4日 (水) 「宮崎県技士会主催」	
平成22年11月17日 (水) 「宮崎県技士会主催」	
平成23年 2月 9日 (水) 「宮崎県技士会主催」	宮崎県職業能力開発協会 宮崎市学園木花台 (宮大前)

大臣認定においては、今年度から（平成21年9月24日より）技士会での講習会を講習会を受講出来るようになりましたのでお知らせいたします。どしどし参加してください。

宮崎県においては、平成22・23年度の「入札参加資格審査基準」が見直され、技術等評価数値の技術力・経営力による評価の②技術者の継続雇用状況で「監理技術者資格者証及び同講習修了証を保有している者」には今回「8点」の加点となりました。

1級土木施工管理技士「7点」・2級土木施工管理技士「3点」となっております。

監理技術者講習とは

監理技術者は常に最新の法律制度や技術動向を把握しておくことが必要であることから、公共工事の専任の監理技術者として選任されている期間中のいずれの日において、講習を終了した日から「5年」を経過することのないように監理技術者講習を受講していかなければなりません。

登録講習期間が実施した講習の修了者に対して受講を証明する「監理技術者講習修了証」が交付され、発注者から提示を求められることがありますので監理技術者資格者証と同様に携帯しておくことが望まれます。

建退共

1. 建退共事務担当者研修会の終了について

平成21年11月16日に延岡地区で今年度最後の事務担当者研修会を開催しました。平成21年度は、4地区で実施し、受講者は延べ491名でした。

※研修会実施内訳

05月22日	小林地区	受講者	63名
07月16日	宮崎地区	〃	198名
10月22日	都城地区	〃	100名
11月16日	延岡地区	〃	130名
計			491名

※研修会の内容

- ・建退共の制度（建退共宮崎県支部の現況説明ほか）
- ・共済証紙購入の考え方
- ・共済手帳受払簿・共済証紙受払簿の記入方法
- ・加入・履行証明書発行に必要な書類
- ・建退共の手続きについて（よくある質問等）

建退共からは、特に次の点をお願いしました。

- 証紙の購入は、公共工事を受注したときだけではなく、民間工事のときも必要に応じて随時購入し、賃金を支払う都度（少なくとも月1回）その従業員を雇用した日数分の「共済証紙」を「共済手帳」貼り、消印し、従業員に見せてください。
- 加入履行証明書は、共済証紙受払簿の正確な記載（雇用した日数分の確実な共済証紙の貼付）と、手帳の更新が適正（少なくとも2年間に1回の更新）でなければ発行できません。
- 元請の方は、建退共に加入していない下請の方には、加入するよう勧奨していただくとともに、証紙を購入してその現物を、下請の延べ労働者に応じて交付することになっております。
- 元請の方は、「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識（シール）を掲示することになっておりますのでよろしくお願いします。

なお、現場標識（シール）は、各地区の建設業協会（宮崎地区を除く）又は建退共宮崎県支部で、無料で配布しております。

平成22年度は、上記の地区以外を予定しておりますので、多数の参加をお願い致します。



小林地区的研修会風景



延岡地区的研修風景

2. 建退共宮崎県支部取扱状況（11月分）

建退共宮崎県支部

区分 月別	共 済 契約者数	被共済者数
10月末計	社 3,369	名 47,418
加 入	13	258
脱 退	4	112
11月末計	3,378	47,564

区分 月別	手帳更新 状 況	退職金支給状況		掛金収納状況 (10月分)
前年度累計	冊 364,848	件 39,788	千円 22,771,808	千円 110,436,046
当 月 分	816	101	72,967	70,529
本 年 度 分	6,378	1,363	1,066,672	417,125
累 計	371,226	41,151	23,838,480	110,853,171

注：掛金収納額は21.10月分を表す

厚生年金基金

1. 事業概況（11月分）

1. 適用

（平成21年11月末現在）

設立事業所数	加入員数		
	男	女	計
360社	3,957	618	4,575

2. 給付

裁定状況

（平成21年11月末現在）

	当月分		年度累計	
	件数	金額	件数	金額
第1種退職年金	10	5,298,000	77	39,327,800
第2種退職年金	24	6,512,800	206	43,984,500
選択一時金	5	2,040,100	79	49,381,300
脱退一時金	13	2,100,000	201	38,098,000
遺族一時金	1	715,700	5	2,768,100

3. 年金経理（保有資産・時価）

（平成21年11月末現在）

信託資産	13,163,633,891 円
合 計	13,163,633,891 円

建 災 防

1. 計画的な有資格者の育成を！

今、建設産業における労働安全衛生における課題の一つとして、優良な有資格者等の育成があります。

いわゆる「団塊の世代」の定年退職に伴う有資格者の補充（可能な限り新規の学卒者）を、いかに計画的に実施するかが重要な課題になっています。

建設産業界を取り巻く経営環境は大変厳しいものがありますが、仮に、無資格運転や作業主任者不在などによって死亡災害等の重大災害を発生させた場合、「企業の存続」が許されない状況になっています。

企業経営が厳しいから全ての経費を削減するのではなく、必要不可欠な安全衛生教育等の投資は惜しみなく行うことが「企業防衛」の観点からも大変重要になっています。

会員事業者の皆様方におかれましては、今後数年間の退職予定者を考慮しながらの計画的な有資格者育成をお願いします。

当面の各種技能講習会予定表

開催日	講習等名	開催場所
1月8日～9日	小型車両系建設機械（整地・掘削）運転特別教育	県建設技術センター（駐車場有） 宮崎郡清武町今泉2559-1
1月14日～16日	車両系建設機械（整地・掘削）運転技能講習	県建設技術センター（駐車場有） 宮崎郡清武町今泉2559-1
1月22日～24日	不整地運搬車運転技能講習（一部免除資格者）	県建設技術センター（駐車場有） 宮崎郡清武町今泉2559-1
2月5日～7日	高所作業車運転技能講習（一部免除資格者）	県建設技術センター（駐車場有） 宮崎郡清武町今泉2559-1
2月10日	車両系建設機械（解体用）運転技能講習 （一部免除資格者）	県建設技術センター（駐車場有） 宮崎郡清武町今泉2559-1
2月18日～20日	車両系建設機械（整地・掘削）運転技能講習	県建設技術センター（駐車場有） 宮崎郡清武町今泉2559-1
3月15日～20日	車両系建設機械（整地・掘削）運転技能講習 【6日間】	県建設技術センター（駐車場有） 宮崎郡清武町今泉2559-1
4月2日～3日	小型車両系建設機械（整地・掘削）運転特別教育	県建設技術センター（駐車場有） 宮崎郡清武町今泉2559-1
4月6日～7日	型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習	延岡地区建設業協会（駐車場有） 延岡市愛宕町2-32
4月9日～11日	高所作業車運転技能講習（一部免除資格者）	県建設技術センター（駐車場有） 宮崎郡清武町今泉2559-1
4月14日	足場の組立て等作業主任者能力向上教育	宮崎県職業能力開発協会（駐車場有） 宮崎市学園木花台西2-4-3
4月15日～16日	車両系建設機械（整地・掘削）運転技能講習	県建設技術センター（駐車場有） 宮崎郡清武町今泉2559-1
4月20日～21日	職長・安全衛生責任者教育	宮崎県職業能力開発協会（駐車場有） 宮崎市学園木花台西2-4-3
4月23日	酸素欠乏・硫化水素危険作業特別教育	県建設技術センター（駐車場有） 宮崎郡清武町今泉2559-1
4月27日～28日	足場の組立て等作業主任者技能講習	宮崎県職業能力開発協会（駐車場有） 宮崎市学園木花台西2-4-3

開催日	講習等名	開催場所
5月11日	足場の組立て等作業主任者能力向上教育	宮崎県職業能力開発協会（駐車場有） 宮崎市学園木花台西2-4-3
5月13日 ～14日	車両系建設機械（整地・掘削）運転技能講習	県建設技術センター（駐車場有） 宮崎郡清武町今泉2559-1
5月18日 ～20日	地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習	都城地区建設業協会（駐車場有） 都城市北原町26街区13号
5月21日 ～23日	不整地運搬車運転技能講習（一部免除資格者）	県建設技術センター（駐車場有） 宮崎郡清武町今泉2559-1
5月25日 ～26日	足場の組立て等作業主任者技能講習	都城地区建設業協会（駐車場有） 都城市北原町26街区13号
5月28日	低圧電気取扱い業務特別教育	延岡地区建設業協会（駐車場有） 延岡市愛宕町2-32

2. 死亡災害が大幅に減少！

県内の建設業における死亡者数は、12月15日現在、昨年と同数の1名で「過去最少記録数」になっています。（過去の最少記録数は平成17年の4名）

このことは、会員事業場の皆様方を始めとした関係者等のご努力等によるものと高く「評価」されるものと思慮致します。

なお、平成22年1月31日までの間、「年末年始建設業労働災害防止強調運動」が、全県下において展開されています。

会員事業者の皆様方におかれましては、経営者自らの現場パトロール及び社員教育の徹底をお願いします。

3. 宮崎労働局からのお知らせ

労働保険料を三期に分割して納付されている事業主の皆様へ

第三期分の保険料の納付期限は2月1日となっております。

納付書が届きましたら、お早目の納付をお願いします。

お問い合わせは、

宮崎労働局労働保険徴収室

又は、最寄りの労働基準監督署にお尋ねください。

火薬協会

1. 煙火使用中の事故発生状況

平成21年中の煙火使用中の主な事故発生状況は、次のとおりです。

番号	発生日時	発生場所	負傷者	事 故 概 要
1	4月25日 21:30	新潟県 新潟市	1名、軽傷	コンサートで演出効果のため煙火を8台用意したが、このうち1台が点火せず、コンサート終了後に点検していたところ点火され、打ち揚がった煙火が女性作業員の顔面に当たり負傷した。
2	6月13日 21:05	広島県 廿日市市	なし	煙火の打ち揚げ後、煙火玉が落下し車両の上に落ちて開発し、大会関係者の車両2台が損傷した。車両は県の定める「安全な距離」110mの内側、打揚筒設置場所から100mの所に駐車されていた。
3	7月19日 20:37	鹿児島県 西之表市	1名、軽傷	3号玉打ち揚げの際に低空開発し、打揚従事者1名が背中に軽い火傷を負った。
4	7月23日 20:00	京都府 京丹後市	1名、軽傷	6連発煙火の点火時に、6本の打揚筒のうち5本が転倒した。うち、2本は復元したもの、3本が転倒したまま燃焼したため、観客に火の粉が当ったもよう。
5	7月25日 20:25	静岡県 函南町	3名、軽傷	花火大会において5号玉を1発ずつ打ち揚げていたところ、1発の火の粉が突風により地上まで落下し、観客2名が火傷を負った。その際に、付近にいた観客1名も耳鳴りを発症した。
6	8月1日 19:45	東京都 江戸川区	3名、軽傷	花火大会において小型煙火を打ち揚げていたところ、打揚筒固定用のベルトが外れ、打揚筒が横向きになった状態で複数の煙火が打ち揚げられ、飛んできた火の粉により、観客3名が火傷を負った。
7	8月1日 20:00	栃木県 矢板市	1名、重傷 1名、軽傷	夏祭りで実施された花火大会で打ち揚げたスターマインのうち1発が開発せずに落下し、打揚場所から約100m離れた位置で観賞していた観客2名を直撃した。
8	8月8日 20:10	愛媛県 東温市	1名、軽傷	筒状の花火（筒の中に小型の星を詰めたもの）を打ち揚げた際に、消費地点から約25m離れた場所に、残滓が落下し観客が負傷した。
9	8月14日 19:45	福島県 大熊町	1名、重傷	煙火消費事業者（罹災者）が、導火線に点火した後に、点火のタイミングが早かったことに気づき、慌てて導火線の火を消そうと煙火に近づいたところ、煙火が点火し、罹災者の右目と右胸に炎が直撃した。
10	8月14日 20:00	岐阜県 飛騨市	1名、軽傷	仕掛け花火の燃えかすが落下し、観客の頭部に当った。念のため市職員とともに診断を受けたが問題なしとの診断、その後、帰宅中に気分が悪くなつたため、診察を受けたが特に問題なしとの診断であった。
11	8月14日 21:20	北海道 帯広市	4名、軽傷	消費場所から約80m離れた観客席にいた観客4名の目に、残滓が混入した。
12	8月22日 20:30	島根県 松江市	1名、重傷 6名、軽傷	打揚花火10連発のうち4発が横向きに発射され、そのうちの1発が近くの住宅に当って跳ね返り、その跳ね返った破片等により住宅近くの道路で見物していた大人と子供計7人に当った。男児（8）が顔の骨を折る重傷を負ったほか、6人が軽傷を負った。
13	8月22日 21:00	香川県 丸亀市	1名、軽傷	打揚花火の残滓が、保安距離外（保安距離は200m）で鑑賞中の観客の左頬付近に当たり打撲を負った。
合 計		13件	3名、重傷 23名、軽傷	

なくそう ふせごう 火薬事故 未然に防ぐ再チェック

2. 煙火消費基準の遵守

煙火は、一定数量以内であれば無許可で消費できますが、事故防止の観点から市町村の消防条例で消防署等へ届出こととなっています。また、無許可消費でも、火薬類取締法施行規則第56条の4の「煙火の消費基準」を遵守しなければなりません。

一般的な煙火の消費基準は次のとおりです。

- 1 一日の作業終了後は、消費場所に火薬類を残置させない。火薬庫等に貯蔵すこと。
- 2 火薬類を取り扱う場所の付近では、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- 3 火薬類の取扱いには、盜難予防に留意すること。
- 4 打揚煙火の打揚筒及び仕掛け煙火の設置場所は、消費する煙火の種類及び重量に応じて、通路、人の集合する場所、建物等に対し安全な距離をとること。
- 5 煙火の消費に際して、強風その他の天候上の原因により危険の発生するおそれのある場合には、煙火の消費を中止すること。
- 6 打揚筒の設置場所に携行する打揚煙火の数量は、当該打揚に必要な数量をこえないこと。
- 7 煙火を打ち揚げる場合には、打揚筒の設置場所に携行された打揚煙火及び打揚火薬は、容器に収納し、取出しのつど完全に蓋をし又は覆いをすること。
- 8 打揚煙火を打ち揚げる場合には、当該打揚げに使用する打揚筒は、他の打揚に従事している者に係る打揚筒に対して2m以上の距離をとること。
- 9 打揚煙火の打揚筒は、風向を考慮して上方に向け、かつ、打揚の際の衝撃により当該打揚筒の方向が変化しないように確実に固定すること。
- 10 打揚筒の使用中は、必要に応じてその内部を掃除すること。
- 11 消費の準備の終了した仕掛け煙火から20m以内の場所においては、打揚煙火を消費しないこと。
- 12 打揚煙火は、通路、人の集合する場所、建物等に対して20m以上の安全な高さで開かせること。
- 13 煙火を打揚筒内に入れるときは、紐等を用いて静かに降下させること。ただし、連発打揚をする場合には、この限りでない。
- 14 煙火の消費に際しては、あらかじめ定めた危険区域内に関係人のほかは立ち入らないような措置を講じ、危険がないことを確認した後でなければ点火しないこと。
- 15 打揚火薬に点火して打揚火薬が爆発又は燃焼しないときは、打揚筒に多量の水を注入し、10分以上経過した後、静かに打揚筒を倒し、煙火を取り出すこと。
- 16 不発の煙火がある場合には、すみやかに回収して水に浸す等の適切な措置を講ずること。

火薬類 盗難防止は 記帳と施錠

保証会社

1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（11月分）

西日本建設業保証㈱
宮 崎 支 店

I. 全般の状況

(単位：件、百万円)

	当 月				累 計			
	件 数	増 減 率	請負金額	増 減 率	件 数	増 減 率	請負金額	増 減 率
平成21年度	537	8.5%	13,847	27.8%	3,547	11.7%	112,748	9.9%
平成20年度	495	▲37.4%	10,839	▲40.9%	3,176	▲9.1%	102,578	▲2.5%
平成19年度	791	8.7%	18,331	21.1%	3,493	▲12.2%	105,202	▲17.9%

※増減率：当月は前年同月比、累計は前年同期比。以下同じ。

II. 発注者別の状況

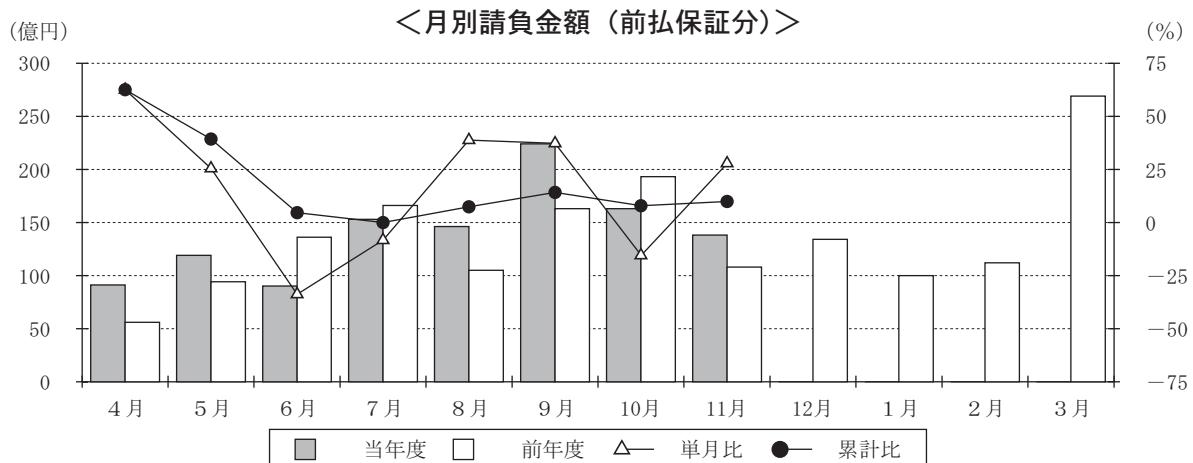
(単位：件、百万円)

	当 月				累 計			
	件 数	請負金額	増 減 率	構 成 比	件 数	請負金額	増 減 率	構 成 比
国	35	3,590	91.0%	25.9%	345	34,128	19.9%	30.3%
独立行政法人等	6	262	65.9%	1.9%	52	10,242	1.0%	9.1%
県	177	5,288	52.2%	38.2%	1,188	29,820	5.7%	26.4%
市町村	314	4,119	▲16.2%	29.8%	1,924	34,976	3.8%	31.0%
その他の	5	587	41.9%	4.2%	38	3,580	71.8%	3.2%
計	537	13,847	27.8%	100.0%	3,547	112,748	9.9%	100.0%

III. 地区別の状況

(単位：件、百万円)

	当 月				累 計			
	件 数	請負金額	増 減 率	構 成 比	件 数	請負金額	増 減 率	構 成 比
宮 崎	104	2,807	25.0%	20.3%	720	24,588	▲3.1%	21.8%
高 岡	22	879	57.2%	6.4%	136	3,431	4.5%	3.1%
西 都	22	762	82.7%	5.5%	189	4,091	29.9%	3.6%
高 鍋	37	779	▲11.4%	5.6%	201	13,905	130.6%	12.3%
日 南	31	406	▲70.0%	2.9%	239	6,864	▲26.0%	6.1%
串 間	24	207	▲24.1%	1.5%	117	1,934	26.0%	1.7%
都 城	92	1,292	▲12.9%	9.3%	468	10,765	▲1.4%	9.6%
小 林	55	2,853	110.2%	20.6%	380	11,525	40.9%	10.2%
日 向	67	2,429	182.1%	17.6%	458	12,324	▲11.8%	10.9%
延 岡	35	621	▲44.0%	4.5%	361	17,961	7.2%	15.9%
西 臼 斧	48	809	171.6%	5.8%	278	5,354	29.8%	4.8%
計	537	13,847	27.8%	100.0%	3,547	112,748	9.9%	100.0%



2. 中間前払金のご案内

中間前払の保証料は、0.065%と格安

～ 銀行借入金利と比べてみて下さい！ ～

中間前払とは、

- ① 工期の半分以上を経過し
- ② 出来高が半分以上になったとき

当初の40%の前払金に加え、

さらに20%の前払金が請求できる制度です。

＜請求できる発注者＞

宮崎県、宮崎市、都城市、延岡市、小林市、西都市、美郷町、国交省、農水省など

＜ぜひご利用をおすすめしたい3つの理由＞

- ① 払出は一括現金（確認資料不要、当社が払出書類作成）
- ② 保証料が一律0.065%と格安

例) 請負金額1000万円の場合、中間前払は200万円で、保証料は1300円。

請負金額5000万円の場合、中間前払金は1000万円で、保証料は6500円。

銀行借入金利と比べて格安です。

- ③ 申込手続が簡単

なお、中間前払保証の申込には「認定調書（通知書）」が必要です。

請求時期（工期半分以上かつ出来高半分以上）となりましたら、

「中間前払認定請求書（申請書）」に「工事履行報告書」を添えて発注者に提出して下さい。

↓

発注者より「認定調書（通知書）」が発行されます。

＜申込必要書類＞

- ① 保証申込書
- ② 前払金使途内訳明細書
- ③ 認定調書（通知書）のコピー

◎お問い合わせ先
西日本建設業保証株式会社 宮崎支店
(TEL : 0985-24-5656)

安心、ひろがる。



- 建設業界による自主的な共済制度で掛金が安い。
- 元請・下請問わず無記名で補償。
- 元請・下請それぞれの契約者へ重複支払い。
- 企業の諸費用部分も補償。
- 事業主(契約者)への速やかな支払い。
- 経営事項審査において15点の加点。

法定外労災補償制度

建設共済



財団法人 建設業福祉共済団

(厚生労働省・国土交通省共管)

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-22-15 虎ノ門NSビル

■ 取扱機関：(社)宮崎県建設業協会

〒880-0805 宮崎市橋通東2-9-19

TEL0985-22-7171 FAX0985-23-6798

「建設共済」の他にも、次のような事業を行っています。

育英奨学事業

被災者(死亡および身体障害・傷病3級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付。

詳しい情報、掛金試算などの
お問い合わせは

Tel.03-3591-8451 | <http://www.kyousaidan.or.jp/>